

不良な生活環境（ごみ屋敷）の解消のために

京都市では、平成26年11月に、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を制定し、不良な生活環境、いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向けた取組を進めています。

取組の対象となる「不良な生活環境（ごみ屋敷）」とは

衛生面、防災面、防犯面で、住民の方の生活環境に大きな影響を及ぼしている状態を、「不良な生活環境（ごみ屋敷）」状態としています。

（例）・屋外に大量に積み上げられた物品等が、道路にはみ出して通行の妨げになっている。

・玄関先に大量の紙類が放置されており、火災の危険性が高くなっている。 など

※不良な生活環境（ごみ屋敷）状態であるかどうかについては、職員が状況調査をした後、区役所・支所と関係部署・関係機関等による対策会議を開催し、判断します。



取組の基本方針

京都市における取組の基本方針として、不良な生活環境（ごみ屋敷）の解消は、できる限りその状態を生じさせたご本人が行うこととしています。

しかし、ご本人が社会的孤立や、疾病などによる心身状態の低下等の課題を抱えておられることにより、ご本人だけでは解消が難しい場合があります。

そうした際には、区役所・支所をはじめとした京都市の各部署や関係機関が、地域と十分な連携を取り、ご本人が抱える生活課題に向き合い、「人」に寄り添った支援を行い、不良な生活環境（ごみ屋敷）の解消を目指します。

不良な生活環境（ごみ屋敷）解消のためにできること

京都市では、各部署・関係機関・地域の方々との連携により、以下に掲げる取組等を通じて、不良な生活環境（ごみ屋敷）の改善・解消を目指しています。

調査→判定・対応方針策定

職員による状況調査の後、区役所・支所において関係部署・関係機関等が関わった対策会議を開催し、不良な生活環境（ごみ屋敷）と判定した場合には、改善・解消に向けた対応方針の策定を行い、計画的・継続的に、取組を始めます。

必要な福祉等の施策につなぐ

ご本人がご病気の場合や、経済的困窮の状態である場合、医療や介護を必要とされているなど、生活上の諸課題を抱えておられる場合には、福祉等の必要な施策につながるよう支援を行います。

- ※ 不良な生活環境（ごみ屋敷）の解消のために費用を要する場合は、原則としてご本人に負担いただく必要があります。
- ※ こうした支援による働きかけで改善につなぐことが困難な場合には、ご本人の同意に基づかない行政処分の実施を慎重に検討します。

京都市から地域の皆様へのお願い

不良な生活環境（ごみ屋敷）の解消を通じて目指す生活課題の解決や、良好な生活環境の確保、より良い地域社会の実現のためには、地域の皆様のご協力が不可欠です。

不良な生活環境（ごみ屋敷）の解消のための取組は、「人」に寄り添った支援を基本として行います。

また、支援を行う際には、地域の生活環境を改善する取組として、地域の皆様と行政とが協働して進めていくことを基本としています。

物の堆積・放置など、不良な生活環境（ごみ屋敷）状態を解消するだけでは、再び同じ状態に戻ることもなりかねません。

そうならないよう、また、1人でも多くの方が地域からの孤立に陥らないよう、普段から地域での声掛けや見守りなど、

可能なご協力をお願いいたします。



（連絡先）